

平成29年6月2日

第81回 神戸市個人情報保護審議会

国民健康保険第2期データヘルス計画策定に
伴う後期高齢者医療制度のレセプトデータの
収集及び電子計算機の結合について

(保健福祉局)

神保高国第915号
平成29年6月2日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第7条第2項第5号及び第3項の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険 第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療制度のレセプトデータの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

第2期データヘルス計画策定に伴う後期レセプトデータの収集について
(条例第7条「収集の制限」に関して)

◎は条例第7条第3項に該当するもの

【後期高齢者医療制度診療報酬明細（レセプト）情報】

- ・ 医療機関コード
- ・ 診療科
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者番号（記号・番号）
- ・ 生年月日（西暦）
- ・ 性別
- ・ 処理月
- ・ 診療月
- ・ 入院・外来
- ・ 入院年月日
- ・ 診療実日数
- ・ 決定点数
- ・ 食事回数
- ・ 食事基準額
- ◎ 疾病コード

神保高国第1042号
平成29年6月2日

神戸市個人情報保護審議会
会長 西村裕三様

神戸市長 久元喜造



諮 問

神戸市個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について貴会の意見を求めます。

記

国民健康保険 第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療制度のレセプトデータ及び要介護認定状況の送信について
(条例第12条「電子計算機の結合の制限」に関して)

担当：保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課

第2期データヘルス計画策定に伴う
後期レセプトデータ及び介護認定情報の送信について
(条例第12条「電子計算機処理の結合の制限」に関して)

【後期高齢者医療制度診療報酬明細（レセプト）情報】

- ・ 医療機関コード
- ・ 診療科
- ・ 保険者番号
- ・ 被保険者番号（記号・番号）
- ・ 生年月日（西暦）
- ・ 性別
- ・ 処理月
- ・ 診療月
- ・ 入院・外来
- ・ 入院年月日
- ・ 診療実日数
- ・ 決定点数
- ・ 食事回数
- ・ 食事基準額
- ・ 疾病コード

【介護認定情報】

- ・ 介護被保険者番号
- ・ 氏名
- ・ 性別
- ・ 生年月日
- ・ 被保険者番号（国保・後期）
- ・ 保険者番号
- ・ 住基個人番号
- ・ 要介護状態区分

国民健康保険 第2期データヘルス計画策定に伴う
後期高齢者医療制度のレセプトデータの収集及び電子計算機の結合について

1 趣旨・概要

国民健康保険法第82条第5項の規定に基づき、厚生労働大臣が定める「国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針」（平成16年厚生労働省告示第307号。（保健事業実施指針））により保険者は健診やレセプトのデータを活用し、PDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとされている。

本市では平成27年3月に国保レセプトデータ・国保被保険者データ・特定健診データを利用し、平成27年度～平成29年度の3か年の第1期データヘルス計画を策定したが、今年度は第2期としてより効果的で効率的な保健事業計画を策定できるよう、新たに後期レセプトデータ・要介護認定データを利用し平成30年度～平成35年度の6か年計画の策定を予定している。（介護認定者と後期レセプト・国保レセプトを突き合わせることで、介護認定されるとどのような医療費が必要になるのか、医療費は高額になるのか等の地域全体の課題の把握に役立ち、どのような対策が必要なのか検討するための重要な資料となる。）

また、これらの実施については、現在、医療情報データベースの作成を委託している業者へ委託する予定であり、同委託業者との間については、VPN専用回線で結合されオンライン化を実施しているため、新たに追加する、要介護認定データ及び後期レセプトデータについても、同回線を利用することで、個人情報漏洩のリスクを軽減するとともに、作業効率の向上を図るものである。

※データヘルス計画とは

各データから被保険者の健康状況の現状把握、健康課題の抽出及び解決方法の整理、課題解決のための事業、目標等の設定及び実施、計画の見直しを行い、医療費の抑制、健康寿命の延伸などを目的としています。

2 策定方法について

(1) 利用するデータ

国民健康保険診療報酬明細書（レセプト）データ、国民健康保険被保険者データ、後期高齢者医療制度診療報酬明細書（レセプト）データ、要介護認定状況、特定健診データ

(2) データの利用方法

上記対象データを、神戸市設置の保健事業管理システム端末より、専用回線で接続された委託先データセンタにあるサーバへ送信し、委託業者にて突

合処理を行い、統計データを作成する。

(3) 統計データの分析

統計データを分析し、地域全体の健康課題等を明らかにし、効率的かつ効果的な保健事業の計画をたてる。

3 効果

将来の高額医療費となる疾患や疾病を早期にまたは重症化することを予防できるような効果的で効率的な保健事業計画を策定し、実施していくことにより健康寿命の延伸に寄与することができると考えます。

4 実施計画

平成 29 年 6 月～	データ収集、委託業者にて統計作成、分析開始
平成 30 年 3 月	第 2 期データヘルス計画策定

5 処理件数

後期高齢者医療制度レセプトデータ件数 6,629,115 件

(平成 28 年 3 月診療分～平成 29 年 2 月診療分)

要介護認定データ件数 (平成 29 年 2 月 28 日時点) 96,998 件

6 個人情報の保護

「神戸市個人情報保護条例」、「電子計算機処理に係るデータ保護管理規程」及び「神戸市情報セキュリティポリシー」に基づき以下のとおり厳格に対処する。

また、委託業者についても、契約に基づき個人情報の適正な取り扱いを徹底させる。

(1) システム上の保護

- ① 端末機の操作にあたっては ID、パスワードによる認証を行い、端末機の操作を関係職員に限定する。
- ② 個人情報に係るデータは端末機に保存せずデータセンタにて厳重に管理する。
- ③ 端末とサーバは、専用通信回線により接続し、外部からの不正アクセスを防止するとともに、コンピュータウイルスからの感染を防止する。

(2) 運用上の保護

- ① 委託業者のデータセンタにおいて個人情報に係るデータを一括管理するサーバを設置している保管施設への入退室は、委託先従事者に限定するとともに、入退室の状況を管理する。

- ② パスワードを定期的に変更するとともに、操作の状況を記録する。
- ③ データの取り扱いは関係職員及び委託先従事者のみに限定する。
- ④ 個人情報の適切な扱いを確保するために、関係職員に対して必要な研修及び指導を行うとともに、個人情報の適切な管理を行う。
- ⑤ データの委託にあたっては、委託契約書の中でデータの機密保持に関する事項等「個人情報保護条例」に定める項目や「神戸市情報セキュリティポリシー」を遵守することを明記するとともに、委託先からデータの保護その他の管理に関する報告書の提出を義務づける。